

魚津市公告第93号

魚津市地域旅客運送サービス継続事業実施事業者選定に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和4年12月28日

魚津市長 村椿 晃

魚津市地域旅客運送サービス継続事業実施事業者選定に係る公募型プロポーザルを実施する。

公募の募集要項は、別添のとおりとする。

本公告に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

〒937-8555

魚津市積迦堂一丁目10番1号

魚津市公共交通活性化会議事務局

(魚津市役所 産業建設部 都市計画課

まちづくり交通係内)

TEL 0765-23-1380 FAX 0765-23-1066

E-mail toshikeikaku@city.uzo.lg.jp

「魚津市地域旅客運送サービス継続事業」実施事業者募集要項

1. 摘要

魚津市は、民間路線バス(地鉄バス東蔵線及び黒沢・大沢線)の退出意向を受け、市民の生活に必要な移動手段を確保することを目的として、地域公共交通活性化再生法の改正に伴い創設された「地域旅客運送サービス継続事業」を実施します。

「地域旅客運送サービス継続事業」の実施にあたっては、民間路線バス退出後の路線について、魚津市が自家用有償旅客運送にて実施主体となり、車両、停留所看板など必要な施設を設置したうえで、運行や運行管理などを事業者へ委託することとし、最も適切な事業者を企画提案内容により総合的に評価できる公募型プロポーザル方式により選定します。

本募集要項において、事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとします。

2. 事業の概要

- (1) 事業名称「魚津市地域旅客運送サービス継続事業」
- (2) 事業期間 令和5年4月1日～令和9年3月31日
- (3) 事業内容 別紙「魚津市地域旅客運送サービス継続事業実施方針」(以下、「実施方針」という。)のとおりに

3. 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格

当プロポーザルに参加しようとする事業者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査(その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審

査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査)の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は再生計画が認可された者を除く。)

- (3) 破壊活動防止法(昭和 27 年法律第 240 号)の適用となる団体でないこと。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制の下にある団体でないこと。
- (5) 公募開始時点で道路運送法第4条の許可を有しており、かつ、富山県内に本社、支店、営業所等を有し、令和5年2月 28 日までに魚津市内に本社、支店、営業所等を有していること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 応募時点で、魚津市の入札参加資格を有すること。(指名停止処分を受けていないこと)
- (8) 公募開始時点で、過去に富山県内で路線バス、コミュニティバス、デマンド交通及び自家用有償旅客運送のいずれかの輸送実績があること。

5. スケジュール

募集要項の配布から事業者選定までのスケジュールは次のとおりとします。

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| (1) プロポーザルの公募期間 | 1月4日(水)～1月 13 日(金) |
| (2) 参加申込書等の提出期間 | 1月4日(水)～1月 13 日(金) |
| (3) 募集要項等に関する質問受付 | 1月5日(木)～10 日(火) |
| (4) 募集要項等に関する質問回答 | 1月 12 日(木)までに市ホームページにて回答 |
| (5) 審査会 | 1月 20 日(金)(予定) |
| (6) 審査結果の通知公表 | 1月 24 日(火)(予定) |

6. 質問の受付

当プロポーザルに関する質問の受付は以下のとおりとします。

- (1) 受付期間
令和5年1月5日(木)から令和4年1月 10 日(火)までの期間、午前9時から午後5時まで。

- (2) 提出方法

「質問票」(様式 1、エクセルファイル)に必要事項を記入し、電子メールに添付して都市計画課あてに提出してください。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問(事業者名)」としてください。

都市計画課ではメール受信後、質問票の受付についてメールを返信します。

電子メール以外でのお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

- (3) 回答

質問及びその回答の内容は、令和5年1月 12 日(木)までに市ホームページにて回答します。

7. 提案書等類

当プロポーザルへの参加を希望する場合は、次の書類を(ア)から順に提出してください。(ア)から順に並べ、正本1部、副1部(副は複写可)の計2部を提出してください。

(ア) 参加申込書(様式2)

(イ) 道路運送法第4条の許可証の写し

(許可証又は認可証以外の場合は)運輸支局が発行する証明書の写し

(ウ) 印鑑証明書又は写し(法務局で発行する法人の印鑑証明書、発行後3か月を超えないもの)

(エ) 履歴事項全部証明書又は写し(法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書、発行後3か月を超えないもの)

(オ) 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(未納のないことの証明書)

(直近の年度のものであって、かつ、発行後3か月を超えないもの)

(カ) 主たる事業所を有する所在地に関わる都道府県税及び市町村民税の納税証明書

(直近の年度のものであって、かつ、発行後3か月を超えないもの)

(キ) 魚津市の法人市民税の納税証明書(未納のないことの証明書)

(直近の年度のものであって、かつ、発行後3か月を超えないもの)

※魚津市の市税を課税されている場合のみ

(ク) 会社概要のわかる書類(任意書類)

※所在地、業務内容、資本金、社員数等がわかるもの(会社案内パンフレット等も可)

(ケ) 申請の日の属する事業年度の直近事業年度における貸借対照表、財産目録、収支決算書、その他団体の財務状況を明らかにする書類

(コ) 誓約書(様式3)

(サ) 企画提案書(様式4)

(1) 提出期間

令和5年1月4日(火)から1月13日(金)までの期間

(2) 提出方法

提出書類は、提出期間中に都市計画課あてに郵送(締切日必着)、又は直接持参すること。(直接持参する場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで)

8. 事業者選定の基準・方法

(1) 選定基準

事業者の選定にあたっては、事業者からの企画提案について、次に示す審査項目により、客観的な審査を行います。

審査項目	審査基準	配点
運営能力	・運行にあたる十分な人員を備えているか ・経営(財政)状況は健全か ・安定した事業実施が可能か ・同種・類似事業の運行経験があるか	30
危機管理体制	・事故に対する責任体制や処理体制が適切か ・災害発生時等緊急時の対応能力、意欲はあるか	20
運行能力 (安全・円滑な運行)	・路線上の危険要素の把握など、安全運行に向けた情報共有がなされているか ・運転手の体調管理等を勘案した計画か ・運転手、運行管理者の各種教育がされているか ・重大事故を起こしていないか(過去3年)	25
業務遂行能力	・高齢者や障がい者等への配慮がされているか ・車両検査対応は適切か ・忘れ物及び苦情対応体制がとられているか ・市や沿線住民と一体になった利用促進への意欲はあるか ・現行路線から利便の高まるルート等への改善の意欲はあるか	25
合計	100点	100

(2) 選定方法

事業者からの企画提案の審査については、沿線住民、魚津市職員等で構成する審査会が行います。審査委員は、提出書類により、選定基準の審査項目に沿って100点満点で審査し、各委員の合計点で評価を行います。審査結果を受けて、事業者を選定します。

また、審査会の評価点合計点が第1位の事業者の次に高かった者を第2位の事業者として選定し、第1位の事業者に不測の事態等が生じた場合は、第2位の事業者を第1位に繰り上げます。

合計点の最も高い事業者が2者以上いるときは、審査会の合議により順位を決定します。

(3) 提案者が1者のみの場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても審査を実施します。その場合、審査会の合計点が配点合計の60%以上となった場合に限り、事業者として選定します。

9. 審査会による審査方法

プレゼンテーションによる審査は実施しません。審査会による審査を行う前に、都市計画課は提出書類を確認します。内容に不備又は不足等があった場合、失格とする場合があります。

(1) 審査会

- ① 実施日 令和5年1月20日(金)を予定
- ② 参加事業者から提出された書類を基に審査を行います。

(2) その他

審査会及び審査内容の詳細は非公開とし、審査内容についての問い合わせ及び異議申し立ては受け付けませんとします。

10. 審査結果及び契約締結

審査結果は、提案者全員に通知します。審査により選定された契約予定事業者については、2月に予定されている魚津市公共交通活性化会議での承認及び運行委託料を含む令和5年度予算に関して魚津市議会3月定例会の議決を経て契約を行います。契約内容については、市と契約予定事業者が協議のうえ確定するものとします。

※運行委託料について

人件費、燃料費、車両管理費、運行管理費の4項目について、各ルートの運行距離、契約時点の燃料単価、物件費、簡易修繕料等を積算し、契約します。契約期間中に想定を超える燃料費や物件費の高騰、下落があった場合には、契約終了時点で精算します。簡易修繕で賄えない修繕が必要になった場合には、市が修繕料を負担します。

※参考データ

- ・市民バス郊外ルート(6路線)の令和3年度委託料合計額・・・51,819,408 円
- ・市民バス郊外ルート(6路線)の実車走行距離(令和3年10月～令和4年9月)・・・362,150.9 km
- ・地鉄バス東蔵線及び黒沢・大沢線の実車走行距離(令和3年10月～令和4年9月)
 - ①東蔵線 63,718.4km
 - ②黒沢・大沢線 50,151.0km

11. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「4. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 「7. (1)提出期間」内に提出書類の提出がなされなかった場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったと認められる場合。
- (4) 前各号に定めるものの他、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査会が失格であると認めた場合。

12. その他留意事項

- (1) 当プロポーザルに関して必要となる費用は参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正または変更は一切認めません。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 提出された書類は、審査・事業者選定の用以外には使用しません。
- (5) 提出された書類は、魚津市情報公開条例(平成 10 年魚津市条例第 1 号)の規定に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となります。
- (6) この募集要項に定めのない事項については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)等関係法令等の定めるところによります。

13. 担当課(問合せ先、提出先)

魚津市産業建設部都市計画課 担当: 亀田、栗林

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂 1-10-1 魚津市役所 3 階

電話 0765-23-1026 FAX 0765-23-1066

電子メール toshikeikaku@city.uozu.lg.jp

(様式1)

質問票

令和 年 月 日提出

事業者名		
所在地		
担当者	氏名	
	所属	
	電話	
	FAX	
	電子メール	

募集要項/ その他の別	募集要項に あつては項目	質問の内容

(様式2)

令和 年 月 日

魚津市長 あて

(住所)
(事業者名)
(代表者職氏名)

参加申込書

魚津市地域旅客運送サービス継続事業のプロポーザルについて、下記の添付書類とともに参加を申し込みます。

参加にあたり、貴市が示す参加資格を満たしているとともに、記載内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

添付書類

- 印鑑証明書又は写し
- 履歴事項全部証明書又は写し
- 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納のないことの証明書）
- 主たる事業者を有する所在地に関わる都道府県税及び市町村民税の納税証明書
- 直近1ヵ年度分の魚津市の法人市民税の納税証明書（未納のないことの証明書）
- ※魚津市の市税を課税されている場合のみ
- 会社概要のわかる書類（任意）
- 申請の日の属する事業年度の前2事業年度における貸借対照表、財産目録、収支決算書、その他団体の財務状況を明らかにする書類
- 誓約書
- 委任状
- 企画提案書

※募集要項を基に不要項目は削除願います。

以上

(連絡先)

所属	
職氏名	
電話	
FAX	
電子メール	

(様式3)

誓約書

令和 年 月 日

魚津市長 あて

(住所)

(事業者名)

(代表者職氏名)

魚津市地域旅客運送サービス継続事業のプロポーザルの参加申込を行うにあたり、下記について宣誓いたします。

記

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であつて、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあつては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は再生計画が認可された者を除く。
- (3) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）の適用となる団体でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- (5) 道路運送法第4条の許可有しており、かつ、富山県内に本社、支店、営業所等を有していること。（現時点で魚津市内に本社、支店、営業所等を有しない場合）令和5年2月28日までに魚津市内に本社、支店、営業所等を設置すること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 過去に富山県内で路線バス、コミュニティバス、デマンド交通及び自家用有償旅客運送のいずれかの輸送実績があること。
- (8) 提出した申請書類には、虚偽又は不正はないこと。

以上

(様式4)

令和 年 月 日

魚津市地域旅客運送サービス継続事業
企画提案書

魚津市長 あて

(住所)

(事業者名)

(代表者職氏名)

魚津市市地域旅客運送サービス継続事業実施事業者募集要項に基づき、次のとおり提案します。

提案を行う魚津市民バスの路線名 (いずれかに○)

片貝ルート	西布施ルート
-------	--------

(連絡先)【1. 会社概要の担当者と同じであれば記載不要】

所属	
職氏名	
電話	
FAX	
電子メール	

1. 会社概要についてご記入ください

事業者	(主たる事務所の所在地)	
	(会社名)	
代表者	(職・氏名)	
担当者	(職・氏名)	
	(TEL)	(FAX)
	(E-mail)	

2. 運営能力に関する事項についてご記入ください

(1) 規模

従業者数	人	左記の内、大型又は中型 (8t 限定でないもの) 運転免許 (以下「必要免許」という) の保有者数	人
保有する車両	車両種別		台数
			台
			台
			台

(2) 実施体制

事業実施体制	従事予定者数	従事予定者数の内、必要免許の保有者数	従事予定者数の内、運行管理に携わる人数	従事予定者数の内、本委託事業に専業する人数
運行事業 従事予定者	人	人	人	人

※上表には採用予定者を含めません。

事業実施体制	(ふりがな) 予定者	貴社での 所属・役職	その他の項目
業務責任者			・経験年数 年 ・ <input type="checkbox"/> 専業 / <input type="checkbox"/> 兼業 ・ <input type="checkbox"/> 必要免許取得
運行管理の責任者			・経験年数 年 ・ <input type="checkbox"/> 専業 / <input type="checkbox"/> 兼業 ・ <input type="checkbox"/> 必要免許取得
整備管理の責任者			・経験年数 年 ・ <input type="checkbox"/> 専業 / <input type="checkbox"/> 兼業 ・ <input type="checkbox"/> 必要免許取得

※ 予定者の重複は認めます。採用予定の場合は「予定者」の欄に採用予定と記載願います。

※ 本事業に専業する場合は、その他の項目の「専業」欄にチェックをして下さい。

貴社で行う他の事業と兼業する場合には「兼業」欄にチェックをして下さい。

※ 必要免許の取得状況について、その他の項目の「必要免許取得」欄にチェックして下さい。

(3) 事業実績

①道路運送法による許可及び事業実績について、当てはまる項目にチェックを入れてください。
<input type="checkbox"/> 一般乗合旅客自動車運送事業（路線バス、路線不定期バス、デマンドバス等） <input type="checkbox"/> 一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス等） <input type="checkbox"/> 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー等） <input type="checkbox"/> 自家用有償旅客運送事業（魚津市民バス、コミュニティバス等）
②貴社の各事業の事業実績を記載してください。
<input type="checkbox"/> 一般乗合旅客自動車運送事業（事業開始年【西暦】 年、通算 年） <input type="checkbox"/> 一般貸切旅客自動車運送事業（事業開始年【西暦】 年、通算 年） <input type="checkbox"/> 一般乗用旅客自動車運送事業（事業開始年【西暦】 年、通算 年） <input type="checkbox"/> 自家用有償旅客運送事業（事業開始年【西暦】 年、通算 年）
③②の事業実績の詳細と、貴社の現在の事業内容（実績）について記載してください。（任意）
【例】 魚津市民バス ◇ルート及び■ルート ○年間（△年から現在まで）

※③については、パンフレット等により記載があれば代替え可能です。

3. 危機管理体制に関する事項についてご記入ください

(1) 緊急時（事故や災害等）の対応

①緊急対応マニュアルの有無 (該当するものに○)	有	無
②連絡体制図有無 (該当するものに○)	有	無
①又は②で「有」に○を付けた場合、魚津市民バスの緊急時マニュアル以外のマニュアルがあれば、添付してください。(タクシー、貸切バス等、御社独自のもの)		
③市では原則2台の予備車を配備していますが、故障等により車両が不足した場合、 <u>御社所有の車両及び人員の確保が可能である場合、緊急対応することは可能ですか。(車両融通にかかる費用は別途契約の上、市で負担します。)</u>		
④万一、車両が満車となった場合、 <u>車両及び人員の確保が可能である場合、市予備車又は御社所有の車両にて緊急対応することは可能ですか。(運行費用は別途契約の上、市で負担します。)</u>		

4. 運行能力（安全・円滑な運行）に関する事項についてご記入ください

①運転手及び運行管理者に対し、路線上の危険要素の把握など、安全運行に向けた情報共有を行っていますか (行っている場合は、情報共有の内容を記載してください)
②運転手の体調等の管理 ・運行直前の管理方法 ・その他の工夫
③運転手及び運行管理者の知識、技能の向上及びマナー教育（一般的な研修会・講習会に加えて実施している点等）の実施状況
④過去3年間、バス事業において、重大な事故を起こしていますか

5. 業務に関する事項についてご記入ください

<p>①高齢者や障がいのある方等への配慮などに関する御社の考え方をご記入ください。</p>
<p>②車両検査に関する体制とその内容について、ご記入ください。</p>
<p>③忘れ物や苦情に関する対応体制についてご記入ください</p>
<p>④市や沿線住民と一体になった利用促進への御社の考えや、利用促進につながる提案があればご記入ください。</p>
<p>⑤現在の路線（地铁バス東蔵線、黒沢・大沢線）と比べ、新路線で乗り入れると、より便利になり、利用につながると考える施設やルートがあれば、ご提案をお願いします。</p>